

日立シニアゴルフ会（HSG）会則

2025年3月

会則改定：2025.03.12（改定箇所は朱記）

- 第1条（名称） 本会は日立シニアゴルフ会という。
- 第2条（事務局） 本会の事務局を日立製作所大みかゴルフ場事務所に置く。
- 第3条（目的） 本会は会員の
相互の親睦
体位の向上
に資することを目的とする。
- 第4条（事業） 本会は前記の目的を達成するため次のことを行う。
1. 年6回のゴルフ競技会及び年1回のチャンピオンシップ競技会の開催
2. 広報誌の発行
3. その他前条の目的を達成するためのもの（全員対象のオープンコンペ等）
- 第5条（会員資格） 本会員は満60歳以上で、次に該当する者とする。
1. （株）日立製作所グループ、又はこのグループの関連会社の方で、課長相当職（副参事含む）以上の職を務めた者
2. 会長の認めた者
- 第6条（入退会手続）
1. 本会に入会を希望する者は、規定用紙に所定の事項を記入し、事務局に届出て、会の承認を受ける。
2. 退会を希望する者は、総務、又は競技委員にその旨を届け出る。
3. 休会を希望する者は、一旦退会し、再入会を希望の時、その旨を届け出て、会の承認を受ける。
- 第7条（役員）
1. 本会の役員
会長 1名
副会長 若干名
委員 若干名
監事 2名
必要に応じ、名誉会長および顧問をおくことができる。
2. 役員の任期
役員の任期は1ヶ年とし、4月1日から翌年3月末日の期間とする。補欠

によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

3. 役員の再選重任は妨げない。

第8条（役員の任務）

1. 会長は会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はあらかじめ会長が指名した順によって会長の職務を代行する。副会長は会長の委嘱により委員会の業務を管掌する。
3. 委員は会務の執行を補佐する。
4. 監事は会計監査を行い、その結果を総会において報告する。
5. 顧問は会務について会長の諮問にこたえる。

第9条（総会）

毎年4月に定期総会を開催する。

ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

第10条（委員会）

1. 本会の運営は役員会が行う。役員会は会長、副会長および委員を以って構成する。
2. 役員会内に、各委員会を置く。
3. 各委員会に委員長をおき運営に当たる。

第11条（役員の選任）

1. 会長、副会長、顧問は総会で推薦する。
2. 委員長及び各委員は会長の推薦した者とする。
3. 監事は、総会で会長、副会長、委員以外の会員より選任する。

第12条（会費）

1. 本会運営の為の会費として年 **2,000円**を徴収する。
2. 競技会費用は別途徴収する。
3. 名誉会長および顧問の年会費は不要とすることができる。

第13条（競技会）

1. 競技会は、開催当日の受付人数が10人以上の時、成立とする。
2. 競技ルールは、次に示す優先順位に従うものとする。
 - (1) HSG会ローカルルール
 - (2) ゴルフ場のローカルルール
 - (3) JGA(R&A)のゴルフ規則

第14条（改正）

この会則を改正しようとする時は会員の意向を汲み、役員会で決め、周知徹底する。

付則

1. 競技会の通知に対する出欠回答が3回以上無い場合は、事後の通知は行わない。
2. 年会費をその年度の12月31日までに納入しない場合は、退会扱いとする。
3. 競技会に参加を申し込んだ者が参加できなくなった時は、可及的速やかに競技委員長に申し出て、参加を取り消すこと。当日参加取り消しの場合は、不参加料として1,000円を徴収するものとする。
4. 委員会での主たる業務内容
 - 1) 総務・広報関連
 - イ) 会則の制定改定に関する事項
 - ロ) 会員名簿および会員の入退会に関する事項
 - ハ) 年次総会および役員会の開催に関する事項
 - ニ) 会資金の出納ならびに保全に関する事項
 - ホ) どの委員会にも該当しない事項
 - ヘ) 広報誌の発行及び配布
 - ト) ホームページの管理
 - 2) 競技関連
 - イ) 年間「競技日程表」を作成し、競技会開催のゴルフ場予約
 - ロ) 競技会開催通知の発行および出欠取纏め
 - ハ) 競技会組合せ表の作成
 - ニ) 競技会賞品の準備
 - ホ) 競技会当日の受付ならびに会費徴収
 - ヘ) 競技成績の取纏め
 - ト) 表彰式場の設定および表彰式の進行
 - チ) 競技会成績記録ならびにハンディキャップ記録の保管管理
 - リ) 競技会運営に関する事項（含 HSG ローカルルール設定）
 - ヌ) ハンディキャップの定期的見直し
 - ル) 当会の所有する事務用品の管理
 - 3) エチケット関連
 - イ) 競技会での重点マナーカードの配布
 - ロ) ルール（ローカルルールを含む）及びマナーの知識の普及
 - ハ) 研修会の開催
 - ニ) HSG 会ローカルルールの管理
5. 従前の「細則1. 競技会における表彰及び細則2. ハンディキャップの改定」

を会則から分離し、競技会における表彰規程、ハンディキャップ（HDCP）の改定規程として競技会担当委員会にて管理・運用することとする（2024年3月）。

6. 会員増強を目的に、年会費を2,000円に低減する（2025年3月）。

— （完） —